

臨床研修病院の募集定員設定（募集定員の配分基準の策定）について

R2. 2. 17 医療政策課

医療法及び医師法の一部を改正する法律(平成 30 年法律第 79 号)により、臨床研修病院の指定権限が都道府県へ移譲されたこと、臨床研修病院の定員設定の枠組みが法定化されたこと等に伴い、令和 3 年度開始分から、従来国が行っていた臨床研修病院の募集定員の設定を、医療対策協議会の意見を踏まえ、県で行うこととなった。

このため、募集定員を設定するにあたり、「臨床研修病院に係る募集定員の配分基準」を策定することとし、この基準に基づいて、各臨床研修病院の募集定員を県で設定することとする。

なお、令和 3 年度開始分の募集定員設定結果については、令和 2 年 4 月末までに各臨床研修病院に通知する（予定）。

【国から示された募集定員の上限】

R 3 年度臨床研修定員	(参考) R 2 年度臨床研修定員
1 5 3 人 (昨年比 2 7 人増)	1 2 6 人

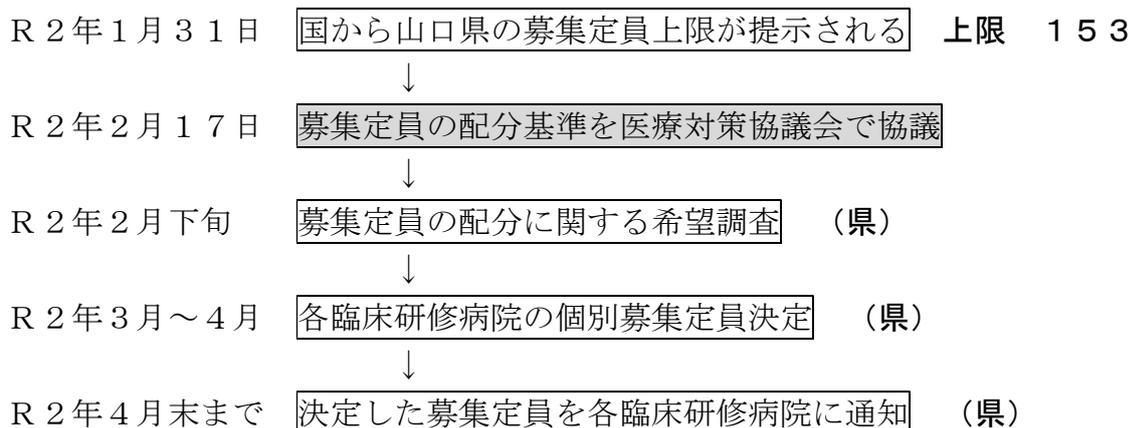
(参考 1)

1 臨床研修に関する権限移譲内容及び国との役割分担

項 目	国が引き続き 行う事務	県へ移譲 される事務
医療対策協議会の開催		◎【新規】
臨床研修病院の指定、取消	○ (指定基準の策定)	◎ (個別病院の指定)
臨床研修病院の定員設定	○ (各県の上限を設定)	◎ (個別病院の定員設定)
指定継続にかかる訪問調査	—	◎
報告の徴収及び指示	◎	◎
研修医等からの相談対応	◎	○
年次報告の受理	—	◎
プログラム変更等の受理	—	◎

◎：主体的に担う事務 ○：補佐的に担う事務 —：全部移譲される事務

2 募集定員決定スケジュール



(参考2：参照条文)

◆医師法（昭和23年法律第201号） 一抄一

第16条の3 厚生労働大臣は、毎年度、都道府県ごとの研修医（臨床研修病院（前条第1項に規定する都道府県知事の指定する病院をいう。第2項及び次条第1項において同じ。）において臨床研修を受ける医師をいう。以下この条及び第16条の8において同じ。）の定員を定めるものとする。

2 厚生労働大臣は、前項の規定により研修医の定員を定めようとするときは、あらかじめ、医道審議会の意見を聴かなければならない。

3 都道府県知事は、第1項の規定により厚生労働大臣が定める都道府県ごとの研修医の定員の範囲内で、毎年度、当該都道府県の区域内に所在する臨床研修病院ごとの研修医の定員を定めるものとする。

4 都道府県知事は、前項の規定により研修医の定員を定めようとするときは、医療法第5条の2第1項に規定する医師の確保を特に図るべき区域における医師の数の状況に配慮しなければならない。

5 都道府県知事は、第3項の規定により研修医の定員を定めようとするときは、あらかじめ、その内容について厚生労働大臣に通知しなければならない。

6 都道府県知事は、前項の規定による通知をしようとするときは、あらかじめ、地域医療対策協議会の意見を聴かなければならない。

7 都道府県知事は、前項の規定により地域医療対策協議会の意見を聴いたときは、第3項の規定により研修医の定員を定めるに当たり、当該意見を反映させるよう努めなければならない。